

飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内へ移住し、定住しようとする者の住宅の新築又は購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新築住宅（新たに自己が居住する目的で取得する住宅（独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。以下同じ。）で、住宅の完成の日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証が交付された日をいう。以下同じ。）から1年以内のものをいう。以下同じ。）の建設に対する補助金
- (2) 中古住宅（新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過したもの又は人が居住したことがあるものをいう。以下同じ。）の購入に対する補助金
- (3) 住宅の改修に対する補助金
- (4) 飯山市農業集落排水事業等分担金賦課徴収条例（昭和60年飯山市条例第10号）

第2条の分担金に対する補助金（以下「農業集落排水事業等分担金に対する補助金」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める者であって、補助対象となる住宅の新築若しくは中古住宅の購入又は住宅の改修に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものとす。ただし、本事業に係る補助金の交付申請（以下この項において「交付申請」という。）時において、第1号及び第3号に係る住宅にあつては、工事請負契約の締結日から3年以内、第2号に係る住宅にあつては、不動産売買契約の締結日から3年以内のものに限る。

- (1) 新築住宅の建設に対する補助金 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、第4条の表の区分に該当する者
 - ア 市内に転入しようとする者（交付申請時において、市内に転入した日から起算して1年以内の者を含む。以下同じ。）であること。
 - イ 交付申請時において、市内に転入した日から起算して5年以内であつて、賃貸住宅に居住している者であること。
- (2) 中古住宅の購入に対する補助金 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 市内に転入しようとする者であること。
 - イ 交付申請時において、市内に転入した日から起算して5年以内であつて、賃貸住宅に居住している者であること。
- (3) 住宅の改修に対する補助金 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、第4条の表の区分に該当する者
 - ア 市内に転入しようとする者
 - イ 交付申請時において、市内に転入した日から起算して5年以内であつて、賃貸住宅

に居住している者であること。

(4) 農業集落排水事業等分担金に対する補助金 前2号のいずれかに該当する者

2 補助対象者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 転入する日までの1年以内に市内に住所を有したことがない者であること。

(2) 市町村民税（特別区民税を含む。）の滞納がない者であること。

(3) 補助金の交付の対象となる住宅に5年を超えて居住しようとする者であること。

(4) 事業の実施に当たって本市の他の制度による補助金、助成金等を利用する者でないこと。

(5) 同一世帯のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(6) 外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(7) 移住地の自治会に協力する者

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、補助対象者とすることができるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

種類	区分		補助額
新築住宅の建設に対する補助金	住宅を建設する年度の3月31日において、夫婦のいずれかの者が40歳未満の世帯（以下「若年夫婦世帯」という。）又は18歳以下の扶養親族を含む世帯（以下「子育て世帯」という。）の場合	市内業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。以下同じ。）が建設を請け負う場合	100万円（市長が定める分譲宅地に住宅を建設する場合にあつては、150万円）
		市内業者以外の事業者が建設を請け負う場合	80万円（市長が定める分譲宅地に住宅を建設する場合にあつては、120万円）
	若年夫婦世帯又は子育て世帯以外の世帯の場合	市内業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。以下同じ。）が建設を請け負う場合	50万円（市長が定める分譲宅地に住宅を建設する場合にあつては、75万円）
		市内業者以外の事業者が建設を請け負う場合	40万円（市長が定める分譲宅地に住宅を建設する場合にあつては、60万円）

中古住宅の購入に対する補助金	住宅の購入に要する経費（住宅の購入時における土地の購入又は住宅の改修に要する経費を含む。）	住宅の購入に要する経費2分の1に相当する額以内とし、40万円（若年夫婦世帯又は子育て世帯にあつては、80万円）を限度とする。
住宅の改修に対する補助金	工事費が50万円以上の住宅の改修工事に要する経費で、改修工事の請負業者が市内施工業者であること。	改修工事に要する経費の25パーセントに相当する額以内とし、20万円を限度とする。
農業集落排水事業等分担金に対する補助金	飯山市農業集落排水事業等分担金賦課徴収条例第2条の分担金	分担金を納入した場合において、飯山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成8年飯山市条例第28号）第4条第2項に規定する木島負担区の負担金の額との差額に相当する額

2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
（補助の回数）

第5条 補助金の交付は、同一の世帯について1回限りとする。
（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する申請書は、飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。
（実績報告書）

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金実績報告書（様式第2号）によるものとする。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった年度の3月31日とする。
（補助金の請求）

第8条 規則第14条の3に規定する請求書は、飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。
（決定の取消し）

第9条 規則第15条第1項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けて建築又は購入した住宅（次号において「補助住宅」という。）を当該補助金の交付を受けた日から5年以内に、取り壊し、譲渡し、又は貸し付けたとき。
- (2) 補助対象者及びその世帯員の全部が、補助金の交付を受けた日から5年以内に転居、

転出等の理由により補助住宅に居住しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この告示による改正後の飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の飯山市移住支援住宅建設促進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に工事請負契約または不動産売買契約の締結をした者から適用し、同日前までに契約の締結をした者については、なお従前の例による。